

①企業立地助成金（工場等の建設に対する助成金）

対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、卸売業、学術・研究開発機関、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業

対象地域		立地形態	交付要件	助成対象経費	助成率等	交付限度額
特定地域 (*)	大野市富田産業団地	新設	・投下固定資産額等(*) 20 億円以上 ・新規雇用者数 20 人以上 ・2 区画以上取得	投下固定資産額等(*) (用地取得費を除く)	20%以内	⑤ 5 億円
			・投下固定資産額等 1 億円以上 ・新規雇用者数 10 人以上			3 億円
			・投下固定資産額等 1 億円以上 ・新規雇用者数 5 人以上			2 億円
	増設、移設	・投下固定資産額等 5,000 万円以上 ・新規雇用者数 5 人以上	10%以内		2 億円	
		・投下固定資産額等 5,000 万円以上 ・新規雇用者数 3 人以上	10%以内		1 億円	
	大野市富田産業団地以外	新設	・投下固定資産額等 1 億円以上 ・新規雇用者数 10 人以上		20%以内	3 億円
			・投下固定資産額等 1 億円以上 ・新規雇用者数 5 人以上			2 億円
		増設、移設	・投下固定資産額等 5,000 万円以上 ・新規雇用者数 5 人以上		10%以内	2 億円
・投下固定資産額等 5,000 万円以上 ・新規雇用者数 3 人以上			10%以内	1 億円		
市内全域	新設	・投下固定資産額等 5,000 万円以上 ・新規雇用者数 5 人以上	10%以内	5,000 万円		
	増設、移設	・投下固定資産額等 2,000 万円以上 ・新規雇用者数 3 人以上	10%以内	3,000 万円		

* 特定地域…大野市又は大野市土地開発公社が造成した工業団地等

* 投下固定資産額等…用地取得費、建物建設費、機械設備等

②工場等用地取得助成金（工場等の建設用地取得に対する助成金）

対象地域	対象業種	対象事業	交付要件	助成対象経費	助成率等	交付限度額
特定地域 (*)	製造業、 道路貨物運送業、 倉庫業、 運輸に附帯するサービス業、 卸売業、 学術・研究開発機関、 情報サービス業、 インターネット附随サービス業、 コールセンター業	新設に伴う用地取得	・用地取得面積が 3,000 m ² 以上又は建築面積が 1,000 m ² 以上 ・企業立地助成金の交付要件を満たしていること	用地取得費	20%以内	1 億円
		増設又は移設に伴う用地取得	・用地取得面積が 3,000 m ² 以上又は建築面積が 1,000 m ² 以上 ・企業立地助成金(新規雇用 5 人以上)の交付要件を満たしていること		10%以内	1 億円
		増設又は移設に伴う用地取得	・用地取得面積が 3,000 m ² 以上又は建築面積が 1,000 m ² 以上 ・企業立地助成金(新規雇用 3 人以上)の交付要件を満たしていること		10%以内	5,000 万円
市内全域	製造業、 道路貨物運送業、 倉庫業、 運輸に附帯するサービス業、 卸売業	新設に伴う用地取得	・用地取得面積が 3,000 m ² 以上又は建築面積が 1,000 m ² 以上 ・企業立地助成金の交付要件を満たしていること		10%以内	2,500 万円
		増設又は移設に伴う用地取得	・企業立地助成金の交付要件を満たしていること		10%以内	1,500 万円
	学術・研究開発機関、 情報サービス業、 インターネット附随サービス業、 コールセンター業	新設に伴う用地取得	・企業立地助成金の交付要件を満たしていること		10%以内	2,500 万円
		増設又は移設に伴う用地取得	・企業立地助成金の交付要件を満たしていること	10%以内	1,500 万円	

*特定地域…大野市又は大野市土地開発公社が造成した工業団地等

③空き工場等活用助成金（空き工場等を活用する場合の取得や賃借に対する助成金）

対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に附帯するサービス業、卸売業、学術・研究開発機関、情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業

対象地域	対象業種	対象事業	交付要件	助成対象経費	助成率等	交付限度額
市内全域	製造業、 道路貨物運送業、 倉庫業、 運輸に附帯するサービス業、 卸売業、 学術・研究開発機関	空き工場等(*)の取得	・市長が認めた空き工場等であること ・空き工場等の建築面積が 500 m ² 以上 ・新規雇用者数 3 人以上	投下固定資産額等及び工場等の修繕費	50%以内	1,500 万円
		空き工場等の賃借	・市長が認めた空き工場等であること ・空き工場等の建築面積が 500 m ² 以上 ・新規雇用者数 3 人以上	土地及び工場等の賃借料	50%以内(5 年間)	1,000 万円
	投下固定資産額等及び工場等の修繕費			50%以内		
	空き工場等の取得	・市長が認めた空き工場等であること ・新規雇用者数 3 人以上	投下固定資産額等及び工場等の修繕費	50%以内	2,500 万円	
			事務機器等のリース料	50%以内(3 年間)		
			通信回線使用料	80%以内(3 年間)		
	情報サービス業、 インターネット附随サービス業、 コールセンター業	空き工場等の賃借	・市長が認めた空き工場等であること ・新規雇用者数 3 人以上	土地及び工場等の賃借料	50%以内(3 年間)	2,000 万円
				投下固定資産額等及び工場等の修繕費	50%以内	
				事務機器等のリース料	50%以内(3年間)	
				通信回線使用料	80%以内(3 年間)	

*空き工場等…使われていない建物、店舗、事務所等

④雇用促進奨励金（①企業立地助成金または③空き工場等活用助成金の対象企業に対し、次の支援を上乗せ助成）

対象業種：製造業、道路貨物運送業、倉庫業、運輸に付帯するサービス業、卸売業、学術・研究開発機関

交付要件	助成対象経費	助成率等	交付限度額
企業立地助成金又は空き工場等活用助成金の交付要件を満たしていること	新規雇用者1人につき定額助成	10万円/人(UIJターン者(*)は20万円/人) 新 ※子育て世代(*)は10万円/世帯、障がい者(*)の場合は10万円/人を上乗せ ※新規雇用の雇用が5年継続している場合は15万円/人を追加交付	3,000万円
	新 新規雇用者(UIJターン者(*)の住居賃借料(*) (2年間)	1年目:1/2以内、2年目1/3以内	

対象業種：情報サービス業、インターネット附随サービス業、コールセンター業

交付要件	助成対象経費	助成率等	交付限度額
企業立地助成金又は空き工場等活用助成金の交付要件を満たしていること	新規雇用者1人につき定額助成	10万円/人(UIJターン者(*)は20万円/人) 新 ※子育て世代(*)は10万円/世帯、障がい者(*)の場合は10万円/人を上乗せ ※新規雇用の雇用が5年継続している場合は15万円/人を追加交付	3,000万円
	新規雇用者の採用に係る経費	50%以内 ※交付限度額は100万円	
	新規雇用者の育成に係る経費	80%以内 ※交付限度額は1人につき25万円	
	新 新規雇用者(UIJターン者(*)の住居賃借料(*) (2年間)	1年目:1/2以内、2年目1/3以内	

*UIJターン者…新規雇用者のうち、助成対象事業指定通知日の前日に市外に住所を有していた者

*子育て世代…18歳以下の子供が同じ世帯にいる者

*障がい者…障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第2条第2号から第6号に規定する者

*住居賃借料…企業が負担する経費であること

(備考)

・1企業当たり総交付限度額は6億円(1企業とは、同一工業団地内における1企業グループ(連結決算対象企業))

・助成金の千円未満は切り捨て

・消費税は補助対象経費に含まれない